

高松市監査委員告示第 12 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年 9 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

監査結果に基づく 措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和元年9月30日）



TICAS



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

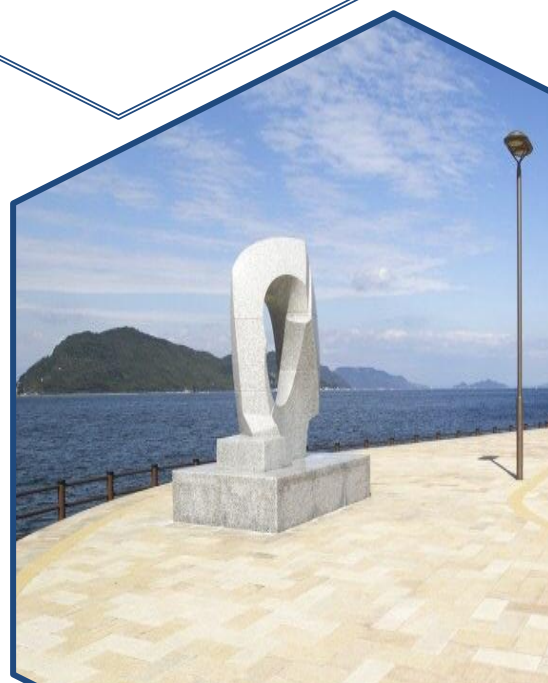
活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R元.9.30

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	指摘	【重点】 行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P26	財政局	財産経営課	R元.8.29
2				指摘	【重点】 行政財産の目的外使用に当たり、使用料を減免しているにもかかわらず、使用者から減免申請書を徴していないもの	P26			
3				意見	【重点】 未利用財産の売却等に係る情報の積極的な発信について	P29			
4				意見	【重点】 老朽化した施設の適正な管理について	P30			
5				指摘	個人情報保護について	P35	市民政策局	市民やすらぎ課	R元.9.10

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

＜参考＞平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

（2）財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／財政局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1 か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年8月29日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件指摘事項については、平成31年4月1日以降、行政財産使用許可台帳の点検・確認を行い、公有財産管理システムから入力更新し、台帳を作成するなど適切な処理を行った。 また、システムへの入力後、システム登録完了報告書を作成し、課内決裁処理をすることで、課内でのチェック体制を構築し、適正な事務処理を徹底することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／財政局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の目的外使用に当たり、使用料を減免しているにもかかわらず、使用者から減免申請書を徴していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年8月29日
所管課等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年度までは行政財産目的外使用料減免申請書を徴していなかったが、30年度から、使用料を減免しているものについては全て減免申請書を徴している。 今後においても、使用料の減免を要する使用者からの減免申請書の提出を徹底するなど、適正な事務処理を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／財政局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	未利用財産の売却等に係る情報の積極的な発信について		
意 見 の 内 容	売却や貸付が可能な未利用財産について、ホームページ等で発信するなど、処分等に向けて積極的に取り組まれない。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P29		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年8月29日
所管課等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件意見については、未利用財産の詳細情報が更新されておらず、実情に合っていないものもあり、再整備のためにホームページから削除していたものであるが、平成30年度当初から、現地及び登記情報の確認作業を行い、最新の情報に更新し、31年3月26日付けでホームページに掲載し、今後も状況の変化に合わせ更新を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／財政局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	老朽化した施設の適正な管理について		
意 見 の 内 容	老朽化した施設（建物）について、倉庫等のごく一部の利用にとどまるものについては、他の同様の施設と利用を集約した上で、立地等条件の良い施設については、売却も検討されたい。 また、市が所有している間は、劣化状況等を定期的に確認するなど、安全面についても配慮されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P30		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年8月29日
所管課等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件意見については、倉庫としての利用状況を見据えながら、内部にて売却すべき物件に決定したものから順次、倉庫機能を移転、集約しているところであるが、今後においても、売却益による財源寄与及び施設の適正利用を念頭に処分を続けていくこととした。 また、劣化状況等については職員が定期的に行っている建物の内部、外部の目視点検時に敷地内の工作物についても点検、改善を行い、安全面についても配慮することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	個人情報の保護について		
指 摘 の 内 容	個人情報の追記等が必要である場合には、別紙を作成するなど、適正に事務処理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P35		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和元年9月10日
所管課等	市民政策局 市民やすらぎ課
措 置 結 果	本件指摘事項に係る個人情報の追記が必要である場合には、平成31年度（令和元年度）から、別紙を作成することとした。